

令和8年度 第2回 平生町地域公共交通協議会 会議録

日時： 令和8年7月28日（火）午後2時～

場所： 平生町役場 2号棟3階 大会議室

1. 開会

事務局（地域振興課・服部）より、配布資料の確認が行われた。配布資料は次のとおり。

- 次第
- 協議会委員名簿
- 公共ライドシェア実証運行実施に向けた申請内容のご説明（資料①・資料②）

事務局より、記録のため会議内容の録音および撮影を行う旨が説明され、出席者の了承を得た。

定刻となり、令和8年度第2回平生町地域公共交通協議会が開会された。協議会設置要綱の規定により会議の議長は会長が務めることとされているが、協議事項に入るまでは事務局が進行を担当することとした。

2. あいさつ

会長（平生町副町長・友田）より、開会のあいさつが述べられた。要旨は以下のとおり。

- 多忙の中、令和8年度第2回平生町地域公共交通協議会に出席いただいたことへの謝辞、平素からの交通行政への協力に対する御礼。
- 前回の協議会でも報告したとおり、住民の移動手段を将来にわたり確保するため、新たな取り組みとして公共ライドシェア実証運行事業の実施に向けた準備を進めている。
- 本日の協議会では、本実証運行事業について、運行の概要・運行区域・対象となる旅客の範囲・運賃設定・ドライバー募集など、具体的な内容について協議いただく。
- 本事業は、道路運送法第78条第2号に基づく交通空白地有償運送として、住民ドライバーの力添えをいただきながら、ドアツードアで町内全域を運行するものであり、地域の助け合いを制度として仕組み化し、交通空白地域の解消・担い手不足への対応・持続可能な交通体系の構築を目指すものである。
- 本協議会での承認が中国運輸局への登録申請の前提条件となっており、本日の協議は本事業を実現するうえで大変重要な位置づけとなる。委員の専門的見地からの忌憚のない意見を求める。

続いて、事務局より、本日の代理出席者および欠席者の紹介が行われた。

- 代理出席者：有限会社平生タクシー・河村委員の代理として末広氏、山口県観光スポーツ文化部交通政策課長・吉森委員の代理として板垣主任、平生町産業課長の代理として幸谷主任主事。

- ・ 欠席者：福祉タクシーきずな・勝山委員、私鉄中国地方労働組合防長交通支部平生分会・竹原委員、山口河川国道事務所道路管理第二課専門調査官・石川委員、熊南総合事務組合・森本委員、宇佐木コミュニティ協議会・藤井委員。

その後、要綱第 7 条第 2 項の規定により、以降の協議事項の進行は会長が務めることとした。

3. 協議事項

(1) 平生町公共ライドシェア（道路運送法第 78 条第 2 号に基づく交通空白地有償運送）実証運行事業の実施に係る協議について

事務局（服部）より資料①に基づき事業の概要について、続いて委託事業者である株式会社パブリックテクノロジーズより資料②に基づき制度および実証運行の詳細について、説明が行われた。

<事業の目的（資料①）>

本事業は、高齢化の進展や運転士不足を背景とする交通課題に対応するため、大きく次の 3 つの課題への対応を目指すものである。

- ・ 交通空白地域の存在への対応：住民ドライバーが参画する公共ライドシェアを導入し、ボランティア輸送を制度として仕組み化。ドライバー 40 名の確保を目標とし、ドアツードアかつ町内全域での運行により「移動手段がないために外出を控える」状況の解消を図る。
- ・ 担い手・運転士不足への対応：前日までの予約を基本とし、当日は自身の都合に合わせて参加する「手上げ式」を採用。田布施駅との往來を運行区域に含め、学生の通学手段確保にもつなげる。
- ・ 公共交通の持続可能性への対応：既存交通事業者との役割分担を明確化し、「行きはライドシェア、帰りはタクシー・バス」等の共存の仕組みを想定。実証運行で得たデータをもとに本格運行のモデルを設計する。

「手上げ式」は、前日予約のみを受け付けることでドライバーの負担軽減につなげるものであり、当日の急な配車要望はタクシー事業者が担うことで役割分担を行う。

<実証運行の概要（資料①）>

- ・ 運行期間：令和 8 年 10 月～令和 9 年 1 月末日（令和 9 年 2 月・3 月は本格運行への移行期間として継続予定）。
- ・ 運行エリア：離島を除く平生町全域。加えて隣接市町との結節点を乗降ポイントとして設定。
 - 柳井市：柳井駅、周東総合病院、ゆめタウン柳井
 - 田布施町：田布施駅
 - 上関町：道の駅上関海峡
- ・ 利用対象者：平生町の地域住民、観光等で平生町を訪れる方。

<実施体制（資料①）>

- ・ 平生町が実施主体となり、中国運輸局と相談しながら進める。全体管理を株式会社パブリックテクノロジーズに業務委託し、電話予約受付・運行管理も委託により整備。
- ・ ドライバーは住民から募集。対象は平生町内在住または在勤で、年齢 21 歳以上 75 歳未満を基本とし、高齢者は適性確認のうえ参画。
- ・ 使用車両はドライバー自身の自家用車を自家用有償旅客運送として登録。ドライバーは国の大臣認定講習「交通空白地有償運送運転者講習」を受講し、運輸局へ届出を行う。

<委託事業者の紹介（資料①）>

株式会社パブリックテクノロジーズは、交通課題の分析から実証設計、システム導入・運用、住民説明会開催まで一気通貫で支援する事業者。石川県小松市、千葉県香取市、宮城県富谷市、鹿児島県宇検村など全国各地で公共ライドシェア・AI デマンド交通の導入実績を有する。小松市では運行開始後約半年で予約数約 6,000 件、リピート率 79.6%を達成、宇検村ではドライバー40 名以上を確保した実績がある。

<制度および実証運行の詳細（資料②・株式会社パブリックテクノロジーズ）>

- ・ 制度概要：本事業は道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）である。バス・タクシー事業者による輸送が困難な場合に、地域の関係者による協議を経て登録を受け、安全上の措置を講じたうえで実施する制度。日本版ライドシェア（道路運送法第 78 条第 3 号、タクシー事業者の管理下で運行）とは異なり、自治体または NPO が主体となり地元運行事業者と協力して実施するものである。交通事業者との相談のうえ、平生町では本方式が最適との結論に至った。
- ・ 登録申請先：中国運輸局（相談済み）。実施主体は平生町、運行委託先（全体管理）は株式会社パブリックテクノロジーズ。運行管理・コールセンターは地元交通事業者と相談のうえ 8 月中を目途に整理し、9 月までの契約を想定。
- ・ 重要ポイント：旅客から収受する対価は主に実費の範囲内。住民ドライバーは二種免許不要だが、大臣認定講習の修了と運輸局への登録が必要。運行の地域・旅客の対象・運賃について本協議会での承認が登録申請の前提条件となる。
- ・ 運行日・時間：令和 8 年 10 月～令和 9 年 1 月末を一区切りとし、その後の状況を踏まえ 2 月・3 月の継続を予定。午前 8 時～午後 8 時、月曜～日曜・祝日運行（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）。
- ・ 運賃：一人あたり町内一律 500 円、町外一律 1,000 円。
- ・ ドライバー報酬：実乗車分の運賃 100%を実証運行期間中は収受。加えて事前の手上げによりシフトに入った場合、1 シフト 2,000 円を支給。シフトは 4 時間区分（8～12 時、12～16 時、16～20 時）を基本とし、1 日 6 名分（1 万 2,000 円）を確保する方針。

- 予約方法：アプリまたは電話で予約。AI が統一基盤で予約を確認し自動配車、ドライバーへアプリ通知。オペレーターによる代理入力・修正も可能。支払方法・金額は事前設定されドライバーの計算は不要。
- 実施スケジュール（暫定）：運輸局への申請を 8 月中旬頃、広報・ドライバー募集チラシの配布、住民説明会（①8 月 18 日、②9 月下旬、③運行後 10 月 15 日）、ドライバー募集期間 8 月 7 日～21 日、面接 8 月 24 日～27 日、ドライバー確定 9 月 4 日別途、大臣認定講習 9 月 14 日、ドライバー研修（①9 月 24 日・25 日、②9 月 28 日）、出発式・実証運行開始 10 月 1 日（仮）、実績報告 2 月中旬。最終的な確定日程は町ホームページおよびチラシで案内予定。

説明の後、本協議会での承認が中国運輸局への登録申請の前提条件となる旨が改めて述べられた。

<質疑・意見>

平生町健康保険課長・加世委員（提案）

- 乗降ポイントに柳井市の国立病院機構柳井医療センターを追加できないか。同センターは二次救急医療機関ではないが、山口県が指定する柳井圏域で唯一の認知症疾患医療センターであり、かかりつけ医からの紹介状を持参して受診する患者が一定数見込まれる。患者の特性上、自力での交通手段確保が困難であることが想定されるため、追加を検討いただきたい。
- なお、乗降ポイントに医療機関（周東総合病院）が含まれていることから、事前に熊毛郡市医師会へ本事業の趣旨を伝え連携を図ることが必要と考える。過去に上関町から柳井医療センターへの運行を検討した際、医師会との連携で課題が生じた事例があり、この教訓を生かし情報共有を行うことで円滑な事業運営につながると考える。
- → 事務局より、柳井医療センターへの追加は運送区域・旅客の範囲の観点から道路運送法第 79 条に基づく登録申請の内容に反映することが可能であり、本協議会で承認いただければ申請内容に盛り込んで中国運輸局へ申請する旨を回答。

佐賀コミュニティ協議会・向井委員

- 柳井医療センターへの追加に賛成。佐賀からも同センターへ通院する方が多いが、一度柳井まで行きバスに乗り換える必要があり、そのバス自体も本数が少ない。できれば周東病院と同様の扱いとしていただきたい。

中国運輸局山口運輸支局・寺崎委員

- 柳井医療センターの追加や周東病院・ゆめタウン柳井等の乗降ポイントについて、事前にタクシー事業者や近隣施設へ通知を行ってほしい。交通計画上也タクシー・病院・買い物の利用ニーズが高い数字が出ている地域があるため、タクシー事業者に影響が及ばないように配慮し、丁寧な説明を行うことが望ましい。
- 各乗降ポイントの具体的な乗降場所・位置は施設内で決まっているか。

- → 事務局より、申請前に各地元交通事業者を訪問し事業の目的・概要を説明し理解を得たうえで進める旨、乗降場所については今後の協議となるが、バスやタクシーの妨げにならない場所で調整する旨を回答。
- 寺崎委員より、施設側が駐車場での乗降を認めるか、特別な乗降ポイントを定めるか等、安全面も含めて丁寧に調整いただきたい旨の意見があった。事務局はこれを了承した。

会長より、乗降ポイントへの柳井医療センター追加について他の委員から意見を諮ったところ、異議はなく、当該追加を含めて承認することとした。

続いて、寺崎委員より本事業全体に関して次の質疑があった。

中国運輸局山口運輸支局・寺崎委員

- 今回の運行は乗り合い型か非乗り合い型（貸切形態）か。
- → 事業者（パブリックテクノロジーズ）より、システム面は乗り合いを想定して設計しているが、需要に応じて結果的に1人で利用されるケースも多く、実際の利用実態は実証運行の中で確認する旨を回答。同一目的地に向かう方がいる場合は、既存交通（路線バス等）との役割分担を整理する形で活用したい旨を補足。
- 運行管理面について、平生タクシーまたは柳井の三和交通株式会社が担うと考えるが、「事業者協力型」として登録する考えか。
- → 事業者より、契約は協議中であり、①平生町が事業者ごとに直接契約する形態、②当社に一本化し当社から事業者と契約する形態の2方針がある。公共ライドシェアの特性や運行主体が平生町であることから前者も有力であり、8月中に関係者と相談のうえ確定し9月に契約する旨を回答。提出方法・提出内容はその結果を踏まえて決定する。
- 寺崎委員より、事業者協力型で登録した場合は登録の有効期間が通常3年のところ5年となるメリットがある旨の補足があり、最終的にどちらになるか確認したい旨の発言があった。
- ドライバーの点呼（飲酒・健康状態の確認）はどのように行うか。
- → 事業者より、多くの事例ではLINEのライブビデオ通話またはZoomによる遠隔点呼で運用しているが、交通事業者が既定の自動点呼を導入していると伺っているため、これらの選択肢の中から平生町に最適な方法を運行管理業務の委託内容とあわせて確認する旨を回答。寺崎委員は住民ドライバーの活用にあたり遠隔点呼機器等の安全面を確認できた旨を述べた。

副会長（山口大学大学院教授・榊原委員）

- 第1回協議会を欠席したため経緯把握が不十分な点があるとしたうえで、次の3点を質問。
 1. 平生町における交通空白地域の定義はどのようにしているか。地域公共交通計画では具体的な地区が挙げられていたと思うが、今回は町内全域となって

いる理由は何か。

2. 他の公共交通との「共存」とは具体的にどのような形を考えているか。
 3. 実証運行が順調な場合、本格運行に向けて年度末等に改めて協議会を開催し承認・審議するプロセスを想定しているか。
- → 事務局より、以下のとおり回答。
 1. 国による交通空白地域の調査において、平生町は全域が JR の駅から 1km 以上離れていること、既存バスも都市部と比べ本数が少なく時間帯の空白があること、運転士不足による減便・路線廃止が生じていること、タクシーも人手不足で需要に対応しきれないこと、バス停から遠い地域が点在していることから、町内全域を交通空白地域として設定した。本件は令和 6 年度第 3 回交通協議会に諮り承認を得ている。
 2. ドアツードアの移動により既存バス利用者がライドシェアに移行する面がある一方、バス停から離れた地域でこれまで公共交通を利用していなかった方（免許返納者等）の移動手段となる。従来のおでかけ支援事業（ボランティアドライバーによる無償運送）がドライバー不足で継続困難となっている課題への対応でもある。町外移動時はライドシェアでバス停まで行きバスに乗り継ぐ方が安価かつ確実であること等を広報し、既存公共交通の利用促進を促す。前日予約が原則のため、当日移動はタクシー・バス、帰りが不確定な場合は「行きはライドシェア、帰りはバス・タクシー」といった利用を促す。
 3. 運賃・運行時間等は実証運行でニーズを検証することを目的に設定している。次年度以降の本格運行に向けては、ドライバー報酬・システム利用料・運行管理委託料等を運賃収入である程度賄う必要があるため、利用者アンケートや利用実態の把握を通じて運賃・運行時間帯の見直しを行い、改めて本協議会に諮ったうえで運輸局へ届け出る予定である。
 - 榊原委員より、1 点目・2 点目は了解したうえで、町内全域がエリアとなることによる特にバスへの影響を懸念する旨の意見があった。実証実験へのチャレンジ自体は評価するが、バス・タクシーも重要な交通手段であり、共存が実際にうまくいく工夫とそのチェックが重要である。実証運行中および終了後の検証では、利用者満足度だけでなく他の交通手段への影響の程度も検証し、大きなマイナスの影響があった場合は補正していくことも必要である旨の意見が述べられた。

会長より本実証運行事業の実施について承認を諮り、出席委員の承認を得た。承認内容に基づき、事務局は中国運輸局への登録申請手続きを進めることとした。

(2) その他

大野コミュニティ協議会・財満委員

- 各コミュニティで実施しているおでかけ支援事業は、本事業がスタートすると廃止するということでしょうか。また、補助金が付いている場合はカットされるのか。
- → 事務局より、おでかけ支援事業は各地域のコミュニティ協議会が必要性を判断して実施するものであり、次年度以降、公共ライドシェアの本格運行によりニーズが満たされれば継続しなくてもよいし、不十分と判断すれば引き続き実施いただく方向で考えている旨を回答。
- → 健康保険課長・加世委員より、おでかけ支援事業は健康保険課所管の介護保険事業であり、本事業で対応できない部分があれば引き続き継続する。おでかけ支援事業では本人負担がなかったことなどから、当面の間は分けて実施することになると考える旨を回答。

佐賀コミュニティ協議会・向井委員

- 佐賀のおでかけ支援について、いつになったらやめられるのかと長く言われている。75歳以上は続けられず新しい担い手が入らないため、運転の順番が3か月に一度から1か月ほどに短くなっている。地域のドライバーに本事業への参画を打診したが、「ボランティアだからやっている」という意見が多く、多少の報酬があっても新事業への参画には疑問が残るとの反応であった。
- → 事務局より、おでかけ支援事業の継続可否は地域の意向次第である旨、これまでの協議会でも継続が難しいとの意見を承知している旨を回答。あわせて、現在活躍しているドライバーが公共ライドシェアのドライバーとして協力いただければ、各地域だけでは賄えない部分を全域で効率的にカバーできる仕組みとなるため、可能な範囲での協力をお願いしたい旨を述べた。
- → 地域振興課長・星出より、料金設定はドライバーが潤うほどの水準ではないものの、有償ボランティア的な意味合いで地域の足に困る方を助けるという趣旨で、強制ではないが参加を検討いただけるとありがたい旨の発言があった。
- 向井委員より、うまくいけばよいと考えているが、話を伸ばしてしまい恐縮している旨の発言があった。

会長（友田副町長）より、実証運行および将来の本格導入にあたっては事故のないことが大前提であり、研修や運転士への心構えを含め、事務局・事業者において十分対応いただきたい旨の発言があった。

その後、会長より本協議会の総括を榊原副会長に依頼した。

副会長（山口大学大学院教授・榊原委員）＜総括＞

- まだ詰めるべき事項が事務局にあると思われるので、支局からの指摘も含め一つ一つ丁寧に詰めていただきたい。
- おでかけ支援事業との関係については、ライドシェアで安定的にドライバーを確保できるかが鍵であり、確保できればそちらへ移行していけるが、手を挙げる方が少

ないと難しくなる。ドライバー確保はライドシェアの各地で苦勞している点であり、その点への取り組みが重要である。引き続き着実に進めていただきたい。

4. 閉会

事務局（服部）より、本日承認された公共ライドシェア実証運行事業について、本年 10 月 1 日の運行開始を目指し、中国運輸局への申請手続き・ドライバー募集・住民説明会の開催など準備を進める旨、引き続き委員の理解と協力を求める旨が述べられた。

以上をもって、令和 8 年度第 2 回平生町地域公共交通協議会を閉会した。